

【調剤管理料及び服薬管理指導料】

調剤管理料

患者さまやご家族様等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

服薬管理指導料

患者さまごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

【明細書の発行】

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の調剤報酬の算定項目の記載した明細書を無料で発行しております。明細書には薬剤の名称や行った技術の名称が記載されます。（ご家族の方が代理で会計を行う場合、代理の方への交付も含みます。）（ご負担がない方にも明細書をお渡ししております。ご不要の場合は窓口までお申し付けください。）

【医療情報取得加算】

オンライン資格確認を行う体制を有しています。当該保険薬局に処方箋を提出した患者様に対し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤を行っています。

【長期収載品の調剤に係る選定療養について】

長期収載品（後発医薬品がある先発品）の調剤において、制度に基づき特別の料金をいただく場合がございます。ご不明な点はお気軽にご相談ください。

【災害】

当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を整えています。他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

【医療DXについて】

医療DXの推進による医療情報を有効に活用できる体制を整備しています。

オンライン資格確認等により取得した診療情報、薬剤情報等を調剤に実際に活用可能な体制を整備するとともに、電子処方箋サービス等を導入し、質の高い医療を提供するための医療DXに対応する体制を確保しています。具体的には、・オンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、それらを活用すること・マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供すること・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施することに取り組んでいます。

当薬局の調剤基本料について

当薬局の調剤基本料については、下記のとおりです。

調剤基本料 1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	45 点
連携強化加算	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	5 点
後発医薬品調剤体制加算 3	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	30 点
在宅薬学総合体制加算 1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	15 点

処方箋受付数は月 1,800 回以下、グループ内の薬局数は 300 店舗未満、グループ全体の合計受付数は月 4 万回未満です。医薬品取引価格の妥結率は 5 割以上で、地方厚生局に報告済みです。特定医療機関からの賃貸関係はありません。後発医薬品の調剤率は 50% 以上です。かかりつけ機能に係る基本的な業務（夜間・休日業務、重複・相互作用防止など）の算定が年間 10 回以上あります。

河原町薬局

連携強化加算…5点

災害や新興感染症発生等の非常時に、医療機関間で連携し、地域で必要な医薬品や衛生材料を供給できる体制を整備しています。

要指導医薬品及び一般用医薬品／感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）／マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供が出来る体制を災害や新興感染症発生等がない時から整備、提供しています。

連携強化加算 当薬局は次の基準に適合する薬局です。

- ・ 第二種指定医療機関の指定
- ・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知
- ・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有
- ・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施
- ・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティー全般に対する対応
- ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売



河原町薬局

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っていきます。

ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。



当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

河原町薬局

在宅薬学総合体制加算 1 …15 点

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出
- ・緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制(在宅協力薬局との連携を含む)
及び周知
- ・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講
- ・医療材料・衛生材料の供給体制
- ・麻薬小売業者免許の取得
- ・在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績(年 24 回以上)



河原町薬局

かかりつけ薬剤師指導料…76 点 かかりつけ薬剤師包括管理料…291 点

お薬のことでも困ったら
かかりつけ薬剤師におまかせください

担当薬剤師を指名してください。

同意書に署名していただくこと

で、次回から専任の**かかりつけ薬剤師**が担当いたします。



保険薬剤師として 3 年以上の薬局勤務経験があり、当薬局に週 32 時間以上勤務しています（育児・介護など労働時間短縮の場合は週 24 時間 4 日間以上）。薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得し、医療に係る地域活動の取組に参画しています。

河原町薬局

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。

ご希望される場合お申し出てください。(医師の了解と指示が必要です)

介護保険の方

居宅療養管理指導および

介護予防居宅療養管理指導

同一建物居住者以外

518 単位/回

同一建物居住者

379 単位/回 (2-9人)

342 単位/回 (10人以上)

1単位=10円 10単位=10円 (1割負担) 20円 (2割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

河原町薬局 管理薬剤師 浅野 俊

京都府知事指定介護保険事業所 第 2640402224 号

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導

同一建物居住者以外

650 点/回

同一建物居住者

320 点/回 (2-9人)

290 点/回 (10人以上)

1点=10円 10点=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応等で点数が異なります。

TEL 075-371-1600

FAX 075-371-1601

緊急時→070-2425-1308 (24時間対応)